

(趣旨)

第1条 この内規は、大分大学医学部教務委員会細則（平成21年医学部細則第3-1号）第10条第2項の規定により、大分大学医学部看護学教育部会（以下「部会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 部会は、次に掲げる事項を審議し、及び実施する。

- (1) 看護学教育に関すること。
- (2) その他看護学教育に関すること。

(構成)

第3条 部会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 看護学科の教員 4人
 - (2) 基礎医学系の教員のうち、教養教育に関係する者 2人
 - (3) 基礎医学系の教員（前号に該当する場合を除く。） 2人
 - (4) 医学教育センターの主担当の教員 1人
 - (5) その他教務委員長が必要と認める者
- 2 前項各号の委員は、教務委員長が指名する。

(任期)

第4条 前条第2項の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長及び副部会長)

第5条 部会に看護学教育部会長（以下「部会長」という。）及び看護学教育部会副部会長（以下「副部会長」という。）を置き、第3条第1項第1号の委員の互選により各1名を選考し、教務委員長がそれぞれ指名する。

- 2 部会長は、部会を招集し、その議長となる。
- 3 部会長が欠けたとき、又は事故があるときは、副部会長がその職務を代行する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐する。

(会議)

第6条 部会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

- 2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(議事の特例)

第7条 前条第1項の規定にかかわらず、部会長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより部会を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決することができる。

- 2 前項の議事については、前条第2項の規定を準用する。この場合において、「出席した委員」とあるのは当該議事に参加した者とする。
- 3 第1項の場合において、部会長は、当該議事の結果について委員が出席して開催される次の部会において報告しなければならない。

(代理出席)

第8条 部会長は、委員が都合により出席できないときは、委員からの申出により、代理者の出席を認めることができる。

(委員以外の者の出席)

第9条 部会長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第10条 部会の事務は、医学・病院事務部学務課において処理する。

(雑則)

第11条 この内規に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、令和6年4月1日から施行する。